

高額介護サービス費の算定誤りについて

介護保険サービス利用の自己負担額が上限額を超えた方に支給する「高額介護サービス費」について、一部の方の支給額に不足があったことが判明しました。

■内容

公費負担医療（難病患者に対する特定医療費の支給等）の対象となっている介護保険サービス利用者について、高額介護サービス費を算定する際、公費負担医療の利用者負担額を算定に含めるべきところ、含めずに計算していたものです。

■追加支給対象

- ◇対象期間 令和元年12月利用分から令和4年1月利用分まで
- ◇対象人数 3人
- ◇支給金額 総額14,595円

■経緯

令和3年12月23日に厚生労働省から、一部の自治体（保険者）で難病等による公費負担医療対象者の高額介護サービス費に算定誤りがあったことを受け、全国の自治体に対して算定事務を確認するよう通知がありました。

中津川市の状況を確認したところ、3人の公費負担医療対象者への高額介護サービス費支給額に不足があったことが判明しました。

■原因

高額介護サービス費を算定するシステムの仕様誤り

■今後の対応

対象者に連絡を取り、支給に不足があったことについてお詫びと追加支給を行います。

■再発防止

算定に係るシステム改修と検証作業の強化により、適正支給に努めてまいります。

■その他

全国の約3分の2の自治体で同様の事例が確認されました。（厚生労働省調べ）

お問い合わせ先

市民福祉部 介護保険課 担当者：原

電話：0573-66-1111（内線642）